

平成 17 年(行ウ)第 161 号拉致被害者等認定請求事件

原告 古川朗子ほか 1 名

被告 国

意見書

平成 17 年 6 月 30 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

被告指定代理人

(氏名省略)

被告は、本件訴訟につき、関係法令に従い、適切に対応する所存であるが、平成 17 年 6 月 6 日付け原告らの求釈明書記載の求釈明事項については、以下の理由により、いずれも釈明の必要があるものとは認められない。

なお、以下の記載において、略語は答弁書の例による。

#### 1 標記求釈明事項第 1 について

被告としては、訴状を慎重に検討した結果、本件訴えが訴訟要件を欠き、訴えの却下を求めざるを得ないと判断したものであって、本件においては、訴訟要件に関する審理がなされるべきものと考えている。

#### 2 同第 2 について

同求釈明事項は、法 2 条の「被害者」の認定基準等及び古川了子が認定されていない理由を問うもので、いずれも本案の審理に必要な事項の釈明を求めるものと解される。しかしながら、上記 1 のとおり、被告としては、本件訴えが訴訟要件を欠いていると判断したものであって、これらの点を明らかにする必要があるものとは認められない。

#### 3 同第 3 について

##### (1)同第 3 の 1 について

同求釈明事項の①ないし③は、答弁書第 2 の 1 の「はじめに」において、「拉致の可能性を排除できない事案」について関係省庁・関係機関の行っている取組みを説明した部分について問うものである。しかし、政府の取組みについての説明としては、同項に記載したとおりであって、本件の審理において、これ以上の説明が必要であるとは認められない。

##### (2)同第 3 の 2 について

同求釈明事項は、「被害者」と認定されるために必要な「情報」の内容を問うもので、本案の審理に必要な事項の釈明を求めるものと解されるので、上記2と同様、この点を明らかにする必要があるものとは認められない。

(3)同第3の3について

同求釈明事項は、答弁書第2の2の法の趣旨及び目的等の説明中の「被害者の帰国が具体化した場合」の内容を問うものであるが、法の趣旨及び目的等は、答弁書の同項の記載のとおりであり、本件の審理において、これ以上の説明が必要であるとは認められない。

(4)同第3の4について

原告適格については、答弁書第2の3(2)に記載したとおりであり、被害者の家族の定義規定が原告適格の有無の判断を左右するものとは解されないから、釈明に応じる必要があるとは認められない。

4 第4について

同求釈明事項は、いずれも、本件とは別の案件に関するものであり、本件審理の対象外の事項であるから、釈明に応じる必要があるとは認められない。